

学校法人大原学園  
介護職員初任者研修（通信）学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

学校法人大原学園

千代田区西神田一丁目2番10号

(目的)

第2条 この事業は、超高齢社会到来により生ずる社会構造の変化へ対応する新たな人材育成に寄与すべく、公的性格の高揚を図り、高齢者等の多様化するニーズに対応した専門的な知識、技術を有する介護に従事する職員を養成することを目的とする。

(実施課程及び形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下「研修」という）を実施する。  
介護職員初任者研修課程（通信形式）

(研修事業の名称)

第4条 研修の名称は次のとおりとする。

学校法人大原学園 介護職員初任者研修（通信）

(年度事業計画)

第5条 令和5年度の研修事業は次の計画のとおり実施する。

| 回数  | 実施期間            | 募集定員 |
|-----|-----------------|------|
| 第1回 | 令和5年 4月～令和5年 4月 | 24名  |
| 第2回 | 令和5年 4月～令和5年 8月 | 24名  |
| 第3回 | 令和5年 7月～令和5年11月 | 24名  |
| 第4回 | 令和5年 7月～令和5年 8月 | 24名  |
| 第5回 | 令和5年10月～令和6年 2月 | 24名  |
| 第6回 | 令和5年10月～令和6年 2月 | 24名  |
| 第7回 | 令和5年10月～令和6年 2月 | 24名  |
| 第8回 | 令和5年4月～令和5年 6月  | 24名  |
| 計   |                 | 192名 |

(受講対象者)

第6条 受講対象者は東京都及び近郊在住で、通学可能な概ね18歳以上の者とする。

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。(金額は全て税込み。)

| 区分          | 内訳    | 金額      | 研修参加費用合計 | 納付形態 | 納付期限         |
|-------------|-------|---------|----------|------|--------------|
| 第1回～<br>第8回 | 受講料   | 76,376円 | 83,500円  | 一括納入 | 受講開始<br>前日まで |
|             | テキスト代 | 7,124円  |          |      |              |

※大原学園に初めて入学される方には、別途入学金6,000円を徴収する。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

| 区分          | テキスト名           | 出版社名          |
|-------------|-----------------|---------------|
| 第1回～<br>第8回 | 『介護職員初任者研修テキスト』 | (財)長寿社会開発センター |

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「講師一覧」のとおりとする。

(募集手続き)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 介護職員初任者研修事務局に電話予約をする。予約の段階で定員管理を行い、定員に達した時点で申し込み受付は終了する。
- (2) 予約をした受講者は、当校指定の申込み用紙に必要事項を記載し、受付に受講料と申し込み用紙を持参し受講手続きを取る。
- (3) 提携している大学生協、購買会等にて受講料を納入した場合には、納入の控えに受講申込書をそえて、受付に持参又は郵送し受講手続きを取る。
- (4) 受講料を銀行又は郵便振込みをした場合には、振込証明書（コピー可）に受講申込書をそえて、受付に持参又は郵送し受講手続きをとる。

- (5) 初回の講義時に運転免許証などの提示により本人確認を実施する。なお、郵送での申込者に対しては初回講義時に運転免許証などの提示により本人確認を実施する。
- (6) 受講手続完了後、受講解約の申し出があった場合は、下記の金額を返金する。なお、入学金は、初期登録手数料のため、返金の対象とはなりません。
  - ① 講座開始前の解約については、受領済み受講料の全額を返金
  - ② 講座開始後の解約については、
    - イ.  $(\text{受領済み受講料} - \text{教材費 } 20,000 \text{ 円 (税込)}) \div \text{受講期間} = \text{講義単価}$
    - ロ.  $\text{講義単価} \times (\text{受講期間} - \text{経過期間}) = \text{未経過期間の受講料相当額 (円未満切捨)}$
    - ハ.  $\text{未経過期間の受講料相当額} - \text{未経過期間の受講料相当額} \times 20\% (\text{上限 } 5 \text{ 万円}) = \text{返金額 (百円未満切捨)}$

#### (科目の免除)

第13条 次の要件をいずれも満たす受講者は、「(1)多様なサービスの理解（3時間）」と「(2)介護職の仕事内容や働く現場の理解（3時間）」を免除することができる。

- (1) 都が定める介護施設等（東京都介護員養成研修事業者指定要領別表2「介護員養成研修実習先一覧」による）で、介護業務に従事した実務経験を有する者
- (2) 申込時点で、(1)の実務経験が過去3年間に6か月以上継続的（週1回以上）である者

#### (通信形式の実施方法)

第14条 通信形式については、次のとおり実施する。

- (1) 学習方法
  - ① テキストにより、自宅学習を行う。
  - ② 自宅学習の成果を確認するため、レポートの課題に対する解答を郵送により提出させる。
  - ③ レポートの課題は、カリキュラムの内容を網羅するものとし、科目ごとに課題を設定し、選択式による問題と記述式による問題とする。
  - ④ 内容理解を高めるため、担当講師による面談指導講義を実施する。
- (2) 評価の方法
  - 提出されたレポートは、添削を行い、理解度の高い順にA・B・C・Dの区分で評価を行う。A・B・Cを合格とし、理解度の低いDの場合はレポートを再提出させ、理解度が深まるまで繰り返し提出させる。なお、合格したレポートは返却しない。
    - 【レポートの評価】 A=90点以上・B=80点以上・C=70点以上 合格
    - D=70点未満 不合格
- (3) 個別学習への対処方法
  - 受講生が自宅での学習中に生じた質問内容に対して、電話・FAX・郵便で受け付け、講師による回答を電話又はスクーリング時に回答する。

#### (修了の認定)

第15条 修了の認定は、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

(1) 成績評価は、東京都介護員養成研修事業実施要綱に規定する「各項目の到達目標、評価、内容」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。

また、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験（面接授業内で実施）も行う。

(2) 筆記試験は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。

(3) 修了評価基準は、理解度及び実技習得度の高い順に A・B・C・D の4つの区分で評価を行う。

なお、修了評価基準が A・B・C の者を合格とし、修了評価基準が D の者は、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

【修了評価基準】 A=90点以上・B=80点～89点・C=70点～79点 合格  
D=70点未満 不合格

#### (研修欠席者の扱い)

第16条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

また、やむを得ず欠席する場合に必ず「欠席届」を提出する。

#### (補講について)

第17条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講の受講により当該科目を履修したものとみなす。

なお、補講に関しては、原則当校にて無料で実施する。

#### (受講の取消)

第18条 次の各号に該当するものは、受講を取消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

#### (修了証明書等の交付)

第19条 第15条により修了を認定された者は、当校において東京都介護員養成研修事業実施要綱8に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者の管理)

第20条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者は修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。  
なお、修了証明書及び修了証明書（携帯用）の再発行手数料は、1通につき 500 円（税込）徴収する。

(公表する情報の項目)

第21条 当校は、東京都介護員養成研修事業実施要綱 7 「別紙 6」に規定する研修機関が公表すべき情報の必須項目について、ホームページなどで公表する。

([https://www.o-hara.jp/course/kaigo\\_shoninsha/sho\\_other\\_02](https://www.o-hara.jp/course/kaigo_shoninsha/sho_other_02))

【情報公開する内容】

- ・設置者の法人種別、名称並びに主たる事務所の所在地及び連絡先  
法人代表者の氏名／その他実施事業／在籍講師数／理念
- ・事業所の名称、住所等
- ・事業所の代表者の氏名
- ・研修施設、設備の概要
- ・課程編成責任者（略歴、資格）／担当教員（教員の氏名、略歴、資格等）
- ・学則／受講対象者
- ・通信課程の教材、科目及び時間、指導体制、指導方法
- ・修了評価の方法、評価者、再履修等の準備
- ・事業所の苦情対応者名・役職／連絡先
- ・科目シラバス／実習の有無
- ・研修のスケジュール（期間、日程、時間数）
- ・定員
- ・財務諸表／理事等の構成等
- ・過去の研修実施回数／研修延べ参加者数
- ・法人の苦情対応者・役職／連絡先
- ・研修受講までの流れ／申込・学費等について／留意事項

(研修事業執行担当部署)

第22条 研修事業は当校事業部介護職員初任者研修事務局で行う。

(その他留意事項)

第23条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関する下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：医療福祉講座本部受講生担当窓口 電話 03-3234-2290

- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(施行細則)

第24条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当校がこれを定める。

(附則)

第1条 この学則は令和5年1月31日から施行する。

令和5年7月31日現在

事業者名：学校法人大原学園

| 区分                          | 会場名                       | 研修時<br>借上げ | 所 在 地         | 研修の<br>定員<br>名 | 広さ<br>m <sup>2</sup> | 1人当たり<br>面積<br>m <sup>2</sup> | 会場見取図の<br>提出状況<br>1提出済・2今回提出<br>(1か2を記載する) |
|-----------------------------|---------------------------|------------|---------------|----------------|----------------------|-------------------------------|--|
| 講義会場<br>(演習のうち講義形式で行うものを含む) | 大原学園 水道橋会場<br>第二錦水ビル 7階教室 |            | 千代田区西神田2-4-9  | 24             | 66                   | 2.75                          | 1 提出済                                      |
|                             | 大原学園 池袋会場 602番教室          |            | 豊島区東池袋1-20-17 | 24             | 57                   | 2.37                          | 1 提出済                                      |
|                             | 大原学園 立川会場 本館503番教室        |            | 立川市緑町4-8      | 40             | 80                   | 2.00                          | 1 提出済                                      |
|                             | 大原学園 町田会場 801番教室          |            | 町田市原町田4-13-18 | 24             | 51.6                 | 2.15                          | 1 提出済                                      |
|                             |                           |            |               |                |                      |                               |  |
| 演習会場                        | 大原学園 水道橋会場<br>第二錦水ビル 7階教室 |            | 千代田区西神田2-4-9  | 24             | 66                   | 2.75                          | 1 提出済                                      |
|                             | 大原学園 池袋会場 6階医療実習室         |            | 豊島区東池袋1-20-17 | 24             | 71                   | 2.95                          | 1 提出済                                      |
|                             | 大原学園 立川会場<br>本館3階介護実習室    |            | 立川市緑町4-8      | 40             | 94                   | 2.35                          | 1 提出済                                      |
|                             | 大原学園 町田会場 802番教室          |            | 町田市原町田4-13-18 | 24             | 51.6                 | 2.15                          | 1 提出済                                      |
|                             |                           |            |               |                |                      |                               |  |

※研修の定員欄は、介護職員初任者研修で使用する場合の定員を記載してください。複数回研修を予定し、研修ごとに定員が異なる場合は、もっとも多い人数（ただし、40人以内）を記載してください。

※ 研修時借上げ欄は、研修を実施するに際し、その都度会場を借上げることが必要な会場に○印をつけてください。  
なお、その会場を使用し研修を行うときは、研修指定申請時に使用承諾が必要となります。

※ 会場見取図の提出状況欄の「1提出済」とは、当該会場について以前に会場見取図が提出済みの場合であり、新たに会場を追加する場合又は会場の定員やレイアウトを変更する場合は「2今回提出」とし、会場見取図の提出が必要となります。

## 別記第1号の6様式

## 介護職員初任者研修課程

## 主 任 講 師 履 歴

令和 5年 7月 31日現在

|                      |   |  |                      |
|----------------------|---|--|----------------------|
| ふりがな<br>氏名           | まつもと こうたろう<br>松本 浩太郎  | 性別<br><input checked="" type="radio"/> 男・女 |                      |
| 現所属<br>在職業務内容        | 大原簿記公務員医療福祉保育専門学校立川校<br>専任講師（領域「介護」）<br>※リハビリテーション科目含む 在職期間：平成29年 4月～ |  |                      |
| 担当科目に<br>関係のある<br>経歴 | 名 称   | 教育内容(学部、学科、専攻)<br>又は業務内容(職、内容)             | 期 間                  |
|                      | 大原簿記公務員医療福祉保育専門学校立川校  | 専任講師（領域「介護」）                               | 年 平成 月 29 4 ~ 年 月 現在 |
|                      | 大原医療秘書福祉保育専門学校 大宮校  | 専任講師（領域「介護」）                               | 21 4 ~ 29 3          |
|                      | 大原医療秘書福祉専門学校大宮校   | 専任教員（介護系科目）                                | 20 4 ~ 21 3          |
|                      | 救世軍 清瀬病院  | 介護職  | 15 4 ~ 20 3          |
|                      |   |  |                      |
|                      |   |  |                      |
| 資格・免許                | 名 称   | 取 得 機 関<br>(免許証等の発行機関)                     | 取 得 年 月 日            |
|                      | 介護福祉士   | 厚生労働省                                      | 平成15年 4月11日          |
|                      |   |  |                      |
|                      |   |  |                      |

## 担当講師一覧

## (介護職員初任者研修課程)

## 通信課程

令和 5年 1月 31日現在

事業者名:学校法人大原学園

| 講師名    | 取得資格        | 備考        |
|--------|-------------|-----------|
| 佐々木 祐子 | 介護福祉士       | 大原学園非常勤講師 |
| 望月 有紀  | 介護福祉士       | 大原学園非常勤講師 |
| 桃井 幸枝  | 介護福祉士       | 大原学園非常勤講師 |
| 森田 鉄也  | 介護福祉士       | 大原学園非常勤講師 |
| 矢野 文弘  | 介護福祉士       | 大原学園非常勤講師 |
| 桑原 かずえ | 介護福祉士       | 大原学園専任講師  |
| 村上 勝彦  | 介護福祉士       | 大原学園専任講師  |
| 佐々木 美幸 | 介護福祉士       | 大原学園非常勤講師 |
| 萩原 郁子  | 介護福祉士       | 大原学園非常勤講師 |
| 岡本 啓介  | 介護福祉士       | 大原学園非常勤講師 |
| 佐藤 貢   | 介護福祉士       | 大原学園非常勤講師 |
| 増田 由美子 | 看護師         | 大原学園非常勤講師 |
| 千田 洋子  | 看護師         | 大原学園非常勤講師 |
| 篠原 則子  | 看護師         | 大原学園非常勤講師 |
| 大森 史代  | 看護師         | 大原学園非常勤講師 |
| 遠藤 良明  | 介護福祉士、社会福祉士 | 大原学園専任講師  |
| 花房 千加子 | 介護福祉士、社会福祉士 | 大原学園専任講師  |
| 峰田 博美  | 社会福祉士       | 大原学園専任講師  |
| 山野 祐子  | 社会福祉士       | 大原学園専任講師  |
| 松本 浩太郎 | 介護福祉士       | 大原学園専任講師  |
| 鈴木 玲子  | 介護福祉士       | 大原学園専任講師  |
| 吉田 志保  | 介護福祉士、社会福祉士 | 大原学園専任講師  |
| 吉岡 友江  | 看護師         | 大原学園専任講師  |
| 永田 榮   | 看護師         | 大原学園専任講師  |